

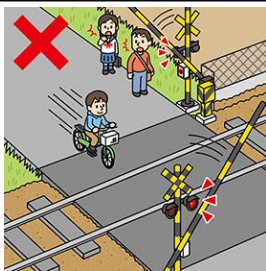
2026年4月1日から、自転車を運転する16歳以上の人が一定の交通違反をした場合、**青切符(青色の交通違反切符)**が適用されます。青切符を発行された人は、決められた期間までに**反則金を支払う必要があります。**

主な交通違反は以下のとおりです。



① 携帯電話の使用等(保持)

- ・自転車を運転中に携帯電話などを手に持って操作したり、電話で通話したりしてはいけません。
- ・違反した場合、**反則金は12,000円**です。



② 遮断踏切への立入り

- ・電車の踏切で警報機が鳴っているとき、遮断機(バー)が下がっているときに踏切の中に入ってはいけません。
- ・違反した場合、**反則金は7,000円**です。



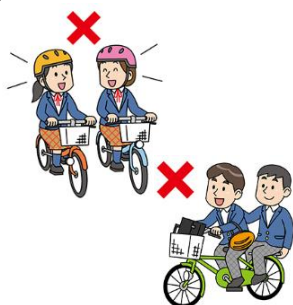
③ 信号無視

- ・信号に従わずに交差点に入ってはいけません。
- ・違反した場合、**反則金は6,000円**です。



④ 一時不停止

- ・一時停止の標識と停止線のあるところでは、停止線の手前で必ず1度止まらないといけません。
- ・違反した場合、**反則金は5,000円**です。



⑤ 二人乗り、並んで走行

- ・一人乗り用の自転車1台に、二人以上で乗ってはいけません。(普通自転車の荷台に乗ることなどを言います。)
- ・2台以上の自転車で、並んで走ってはいけません。
- ・違反した場合、**反則金は3,000円**です。